

一般社団法人 日本全身咬合学会 利益相反委員会規則（案）

（令和2年〇月〇日制定）

第1条 設置

一般社団法人日本全身咬合学会（以下、本学会）本学会の「研究等の利益相反に関する指針」第1条および第7条に基づき、本学会に利益相反委員会（以下、本委員会）を置く。

第2条 目的

本委員会は産学連携活動等により生じる利益相反問題に適切に対処（マネジメント）することにより、会員および本学会の名誉および社会的信用を保持することを目的とする。

第3条 所掌事項

本委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 利益相反状態にある会員個人からのあらゆる質問、要望への対応（説明、助言、指導を含む）
- (2) 利益相反の管理ならびに啓発活動に関する事項
- (3) 利益相反に関する調査、審議、審査マネジメント、改善措置の提案、勧告に関する事項
- (4) その他、利益相反に係る必要事項

第4条 組織

本委員会の組織について、以下のように定める。

委員会は委員長1名、委員若干名および幹事1名をもって組織する。

- 2 委員長は、理事会において理事又は代議員の中から選任し、理事長が委嘱する。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 本学会会員若干名
 - (2) 外部有識者1名以上
- 4 本委員会の委員は、男女両性により構成する。
- 5 委員および幹事は委員長が推薦し、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 6 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。
- 7 委員長、副委員長および委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員に欠員が生じた場合は、これを補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第5条 会議

本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 本委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 自己申告

会員等は、第3条に定める事象について、COI委員会に対し、所定の時期に又は当該事象の発生前に、事務局を経由して、別途定める自己申告書（別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3）を提出するものとする。

- 2 前項における自己申告書に記載する範囲は、当該会員等と当該会員等の配偶者及び生計を一にする扶養親族とする。

第7条 審議、回避要請、報告等

委員長は、前条の申告に基づき、COI委員会を招集し、審議終了後はその審議結果を文書にて、理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、COI委員会からの報告に基づき、当該申告を行った会員等に対し、承認、又は利益相反事象の回避要請（以下「回避要請」という。）を通知する。
- 3 COI委員会は、第1項の規定による理事長報告の前に、利益相反の有無等を確認するため必要と認めた場合には、当該申告を行った会員等に対し、調査を行うことがある。
- 4 前項に定めるもののほか、COI委員会は、第2項の規定により回避要請の通知を行った会員等について、回避要請後の対応状況等を確認するため必要と認めた場合には、当該会員等に対し、調査を行うことがある。
- 5 会員等は、第2項の規定により回避要請の通知を受けた場合には、原則としてこれに従わなければならない。
- 6 委員長は、当該案件に関連する会務を担当する各理事へ、第2項の規定により理事長が通知した結果を報告する。

第8条 異議申立て

会員等は、前条第2項の規定により回避要請の通知を受け、その内容について不服がある場合には、前条第5項の規定にかかわらず、事務局COI委員会を経由して、理事長に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、回避要請を受けた日の翌日から起算して30日以内に行なわなければならない。
- 3 理事長は必要によりCOI委員会に再度の審議をさせ、その意見または学会外の第

三者の意見等を参考に理事長が最終決定を行う。この場合、当該会員等はこの決定に従わなければならない。

第9条 情報公開

COI 委員会は、本学会の社会に対する説明責任を果たすため及び産学官連携を健全に推進するため、利益相反に関する情報を必要な範囲で公表することができる。

- 2 前項の情報公開に当たっては、対象者等の個人情報の保護に留意するものとする。

第10条 秘密の保持

COI 委員会、理事会、事務局及びその他の関係者は、第6条に基づき申告された会員等の自己申告内容及び COI 委員会の審議内容等、職務上知り得た一切の情報について、その秘密を守らなければならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

- 2 委員長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、必要な相手方に対し、必要な限度で、情報を開示することができる。

(1) 第9条第1項に基づき委員長より理事長に報告する場合

(2) 第9条第6項に基づき委員長より当該案件に関連する会務を担当する各理事に報告する場合

(3) 官公署に情報を開示する必要がある場合、その他 COI 委員会がその議決によって情報を開示する必要があると認めた場合には、必要な相手方に対し、必要な限度で、情報を開示することができる。

第11条 補則

この規則の施行に関する必要事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第12条 改廃

この規則の改廃は、本委員会の発議により、制度検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和2年○月○日から施行する。